

## 「緑の募金」による緑化推進事業等交付金交付要領

(要領の目的)

第1条 この要領は「緑の募金」による寄附金を用いて実施する緑化の推進及び森林整備（以下「緑化推進事業等」という。）に対する交付金（以下「緑化推進事業等交付金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(緑化推進事業等交付金の対象)

第2条 緑化推進事業等交付金は募金団体が実施する緑化推進事業等に対して交付するものとする。また、募金団体が募金総括協力団体等と協同して緑化推進事業等を実施する場合も同様とする。ただし、個人と法人経費からの募金、交付金の算定基準となる募金総額が1,000円以下の場合（市町村教育委員会が取りまとめを行っている学校募金等を除く）については対象としない。

(緑化推進事業等)

第3条 緑化推進事業等は、学校、公園、道路その他の公共的施設、地域における緑化の推進及び森林整備の推進に資するものならびにこれらに付随する事業とする。但し、飲食費、交通費、駐車場代での使用は不可とする。

A 植樹・造園・花壇整備等の事業

(例) 樹木・草花・球根・種子等の購入及び植栽

B 森林の整備、植栽樹木等の保育・維持管理のための事業

(例) 鎌等作業用具の購入、肥料等資材の購入

C ビオトープの整備、貴重種の保護・増殖等の事業

(例) トンボ池の造成、植生調査の実施等

D 緑化及び森林の整備の普及啓発を図るための事業

(例) 苗木等の配布、講演会の開催、研修会の開催、自然素材を用いたクラフト製作のための資材費、啓発用看板の設置等

E 緑化及び森林の整備関係図書等の整備事業

(例) 樹木園芸図鑑等の購入

2 前項のほか「緑の募金事業」としてふさわしいと認められるものとする。

3 事業期間は、原則として交付の決定を受けた日の属する年度末までとする。

(緑化推進事業等交付金の交付額)

第4条 緑化推進事業等交付金は、募金団体からの募金総額の4割から、その下二桁を切り捨てた金額を上限とする。

(緑化推進事業等交付金の交付手続)

第5条 公益財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「協会」という。）は募金団体及び募金総括協力団体に対して、「緑の募金」による緑化推進事業等交付金予定金額を通知するものとする。

2 募金団体は前項の通知に基づき、緑化推進事業等交付金交付申請書（様式第1号、以下「申

請書」という。)を指定した期日までに協会に提出するものとする。ただし、大阪市以外の市町村立学校、ボーイスカウト各団、ガールスカウト各団については、募金総括協力団体である各市町村教育委員会、日本ボーイスカウト大阪連盟、一般社団法人ガールスカウト大阪府連盟を経由して、協会に提出するものとする。

- 3 協会は前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を検討し、適当と認める事業を決定するものとする。
- 4 協会は前項の決定に基づき、緑化推進事業等交付金を交付するものとする。
- 5 第5条第2項の指定した期日までに交付申請のないものは交付金の受領を辞退したものと

(実績報告書)

第6条 緑化推進事業等交付金の交付を受けた募金団体は、申請書記載の事業計画に基づいて事業を実施し、次年度の4月30日までに緑化推進事業等交付金実績報告書(様式第2号、以下「報告書」という。)を協会に提出するものとする。

- 2 前条第2項ただし書きの規定は、前項の規定による報告書の提出について準用する。

(緑化推進事業等交付金の返還)

第7条 交付金の交付を受けた募金団体が、前条第1項に規定する事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに緑化推進事業等交付金返還届(様式第3号、以下「返還届」という。)を協会に提出し、協会の指示に従い、緑化推進事業等交付金を返還するものとする。

- 2 第5条第2項ただし書きの規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。

(実績調査等)

第8条 協会は、緑化推進事業等の実施状況等について、必要に応じ指導し調査できるものとする。

附 則

この要領は平成8年11月15日から施行する。

附 則

この要領は平成11年2月9日から施行する。

附 則

この要領は平成14年10月15日から施行する。

附 則

この要領は平成16年9月15日から施行する。

附 則

この要領は平成20年6月20日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月25日から施行する。

附 則

この要領は平成30年7月26日から施行する。

附 則

この要領は令和2年3月5日から施行する。